



清水ただし衆院議員は10日、衆院財務金融委員会で新型コロナ対策として納税の緩和措置の柔軟な適用や差し押さえ処分の当面の中止などを求めました。そのなかで、国税庁が9日付けで各国税局(所)徴収部長に宛てて指示文書を発出していたことが明らかになりました。

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について(指示)」とする文書では、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者、売上の急減等により納付資力が著しく低下している納税者等から納付相談を受けた場合は、法令等及び本通達に基づき、納税緩和措置を適切に適用する。

なお、納税者との応接に当たっては、その置かれた状況や心情に十分配慮して、適切に対応するものとする」としています。

清水議員は、自身のフェイスブックで以下のように報告しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、確定申告の期限が4月16日(木)に延長されていましたが、振替納付日が5月15日(金)と決まりました。

私は10日の衆院財務金融委員会の質疑で、売上の激減などにより期限までの申告・納付が困難な場合には、さらなる延長や柔軟な対応を行うことを政府に求めました。

国税庁の田島敦志次長は、『申請により納税の猶予は可能。納税者個々の事情をお聞きし適切に対応する』と丁寧な対応を約束。

今回の新型コロナウイルスの影響により、納税が出来ず、差し押さえなど滞納処分が実施された場合、事業者は融資を受けられなくなります。私は、従前とは違い万全な対応を取るよう税務署の職員への周知を求めました。

田島次長は、『職員によって対応が異なってはいけない。今般の事情をうけ周知ということで指示文書を出した』と述べました。

## 辰巳前参院議員が求めた祖父母も対象に 休校に伴う休業補償の詳細が明らかに

小学校等の休校に伴う保護者の休業補償の詳細が9日厚労省のHPにアップされました([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page/L07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page/L07_00002.html))。

同日大阪労働局からのヒアリングの際、辰巳孝太郎前参院議員から、「祖父母が仕事を休んで孫をみる場合でも対象に」と求めています。

このたび明らかになった詳細は、対象となる保護者について、「親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護するもの」と明記されています。

### 政府の対策一覧はこちらから

経済産業省のHPから政府の対策をまとめてみるができます。「経済産業省」⇒「新型コロナウイルス対策」⇒「支援策パンフレット」



詳細は各省のHPで確認する必要がありますが、省を超えてメニューが網羅され、情報も随時更新。